

船舶事故調査報告書

平成31年1月23日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	平成30年3月24日 09時30分ごろ
発生場所	鹿児島県奄美市知名瀬港北方沖 知名瀬四等三角点から真方位010°510m付近 (概位 北緯28°23.2′ 東経129°26.7′)
事故の概要	作業船第二七島丸は、南進中、浅礁に乗り揚げた。
事故調査の経過	平成30年4月19日、主管調査官（那覇事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	作業船 第二七島丸、19トン
船舶番号、船舶所有者等	241-19984 静岡、株式会社マリントラスト
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	シューピースに擦過傷、推進器翼に曲損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南、風速 約5～6m/s、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の末期、潮高 約143cm（名瀬）
事故の経過	<p>本船は、船長ほか2人が乗り組み、回航の目的で奄美市名瀬港を出港し、知名瀬港に向けて約5～6ノットの対地速力で手動操舵により航行していた。</p> <p>本船は、知名瀬港北方沖において、船長が、目視で障害となる浅礁がないか確認しながら南進していたところ、船首部及び操舵室の天板上で見張りを行っていた乗組員から至近に浅礁があるとの報告を受けた直後、「知名瀬港北方沖の浅礁」（以下「本件浅礁」という。）に乗り揚げた。</p> <p>本船の喫水は、船首約0.6m、船尾約2.7mであった。</p> <p>知名瀬港施設平面図によれば、知名瀬港中央付近から西北西方に延びる水路（可航幅約30m、水深約3m）が記載されている。</p> <p>船長は、知名瀬港に入航するのが初めてであり、出港前、地元の漁師から知名瀬港に向けて航行するときは左舷方の陸岸から距離を隔てることを聞いたが、本事故当時、目視のみで安全に航行できると思い、GPSプロッターで知名瀬港周辺にある浅礁等の状況を確認していなかった。</p>
分析	本船は、知名瀬港北方沖を南進中、船長が、目視のみで安全に航行できると思い、GPSプロッターを活用して船位の確認を行っていなかったことから、本件浅礁に向かって航行し、本件浅礁に乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、知名瀬港北方沖を南進中、船長が、目視のみで

	<p>安全に航行できると思い、GPSプロッターを活用して船位の確認を行っていなかったため、本件浅礁に向かって航行し、本件浅礁に乗り揚げたものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・GPSプロッター等を活用して船位の確認を行うこと。